

特殊な勝敗における、その後の試合への出場について

2006.07.15

項目	国際柔道連盟試合審判規定
「不戦」による負け (不戦勝ち)	<p>その後の一連の試合に出場することができない。(規定第28条)</p> <p>※「不戦勝ち」は、試合者が出場しないときに、相手の試合者に与えられる。</p> <p>※「不戦勝ち」を与える前に、審判委員会に確認しなければならない。</p> <p>※主催者が用意したバスが遅れるなど、一定条件を満たしていると認められる場合は敗者復活戦への出場が許される。(SOR第23条4項)</p>
「棄権」による負け (棄権勝ち)	<p>その後の一連の試合に出場することができる。(SOR第7条)</p> <p>※「棄権勝ち」は、試合中にいかなる理由でも試合者が棄権したときに、相手の試合者に与えられる。</p> <p>※試合中の嘔吐は疾病扱いとなり、相手の「棄権勝ち」となる。</p> <p>※以前は、国内においてはその後の一連の試合に出場できないとしていたが、H18.6月より出場できることに変更。</p>
負傷勝ち 負傷負け	<p>IJFにはない名称である</p> <p>※負傷の原因が、負傷した試合者の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。</p> <p>→相手の「棄権勝ち」</p> <p>※負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められるときは、負傷させた試合者が負けとなる</p> <p>→負傷させた試合者の反則行為によるものであれば、「反則負け」を適用する。</p> <p>※負傷の原因が、どちらの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者の負けとなる。</p> <p>→相手の「棄権勝ち」</p>
失格	<p>IJFにはない名称である。</p>
反則負け	<p>累積：その後の一連の試合に出場することができる。(SOR第7条)</p> <p>直接：その後の一連の試合に出場することができない。(規定第27条)</p> <p>但し、いわゆる「ダイビング」による場合は、その後の一連の試合に出場できる。(2005.9適用)</p>
両者「反則負け」	<p>累積：ゴールデンスコアにより勝者を定める。</p> <p>直接：両者とも出場できない。(規定第19条)(2003.4適用)</p>
「反則負け」と 同時「総合勝ち」	<p>ゴールデンスコアにより勝者を定める。(規定第19条)(2003.4適用)</p>
同時「一本」 同時「総合勝ち」	<p>ゴールデンスコアにより勝者を定める。(規定第19条)(2003.4適用)</p>